

第9章 歴史文化保存活用区域の設定

1. 歴史文化財保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群の中でも文化遺産が集中している範囲で、地勢的にまとまりがあり、文化遺産と周辺環境が一体となった歴史的風致を維持すべき計画区域のことである。

歴史文化保存活用区域を設定することにより、行政においては、都市計画マスタープランや景観計画などに、歴史的風致を維持すべき区域として位置づけて、各種施策を誘導することが期待される。市民においては、文化遺産に恵まれた環境を誇りとして、地域の歴史や伝統を大切にするまちづくり活動を推進していくことが望まれる。

また、歴史文化保存活用区域は、本市の歴史や文化、伝統を良好に伝えてきた区域であることから、行政と市民がともに歴史的風致の維持向上に努めることにより、地域独自の魅力に磨きがかかり、交流人口の増加、さらには地域経済の活性化が期待される。

歴史文化保存活用区域は、保存活用重点区域と周辺環境保全区域から構成される。文化遺産が集中し価値の広がる範囲を保存活用重点区域、その周囲で、関連文化財群を構成する文化遺産は存在しないが、良好な景観や風致の維持において重要な意味を持つ範囲や、文化遺産の活用や住民の活動等において有効な施設や自然環境を有する部分を、環境を保全しつつ活用供する周辺環境保全区域として、価値の広がる範囲（保存活用重点区域）の周囲に設定する。

保存活用重点区域は、行政施策などを集中的に誘導する区域とする。周辺環境保全区域は、世界遺産におけるバッファゾーン同様に、保存活用重点区域の価値や環境を確保するためにその周辺に設けられる利用制限区域と位置づけ、風致や環境に影響を及ぼすような開発や改変を規制すべき区域とする。

歴史文化保存活用区域（保存活用重点区域及び周辺環境保全区域）は、今後、周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡台帳と同じように市民に公開し、開発や改変等に関しては届出制等をとることにより、適切な保存と活用を図ることが望ましい。

なお、伊東と島津の中世城郭群は、日南市内に広域的に分布しており文化遺産の集中区域が設定しにくいこと、従来の指定文化財と同様の方法で保存整備・活用を図ることができることから、歴史文化保存活用区域は設定しない。



2. 歴史文化保存活用区域

1) 飫肥城下町保存活用区域

(1) 保存活用区域設定の考え方

飫肥城とその城下（飫肥城の歴史的風致を構成する関連文化財群）は、近世から近代にかけて日南地域の中心地として発展するなかで形成された建造物や構造物、さらに人々の信仰や伝統産業などに関わる文化遺産で構成される。

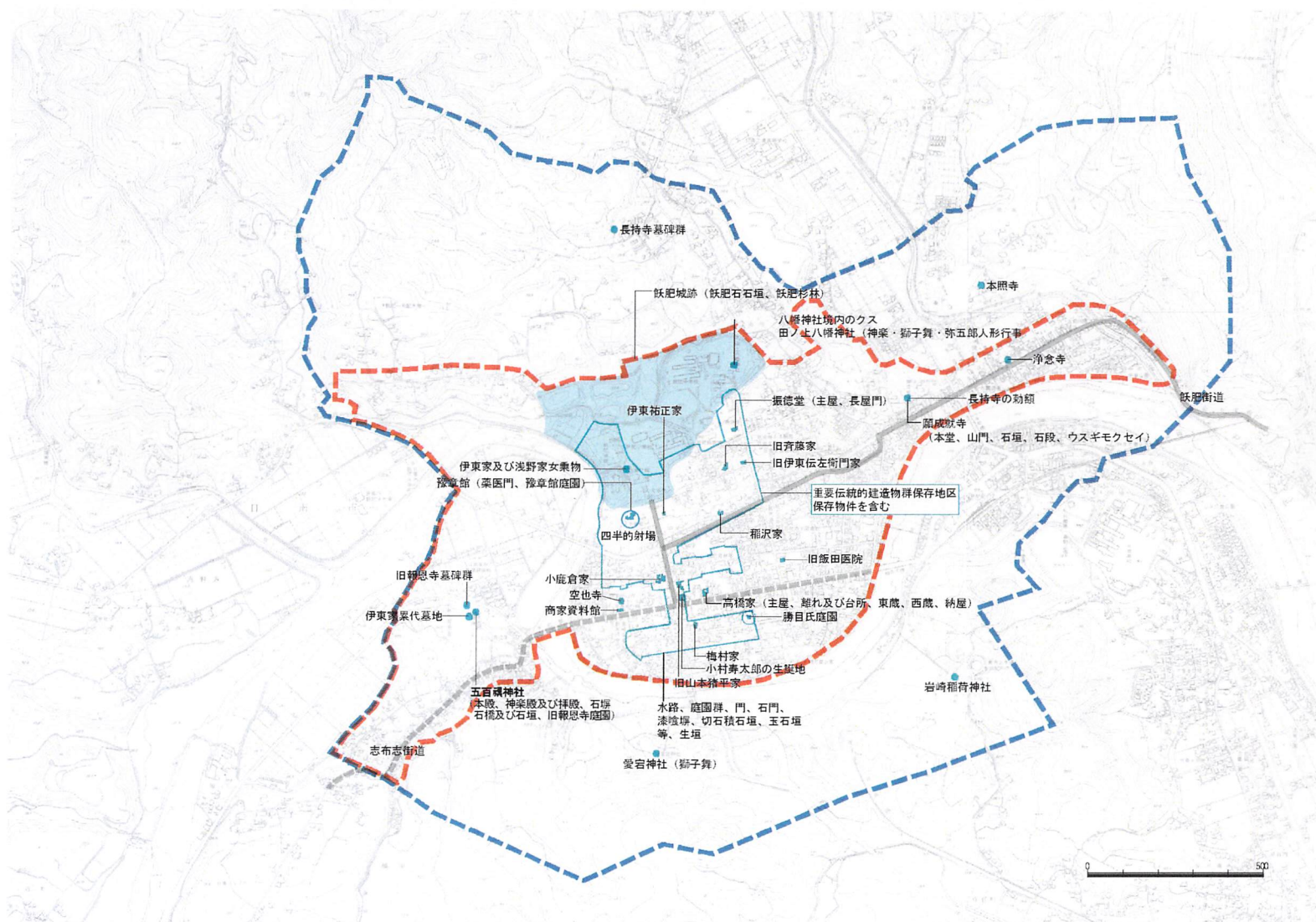
飫肥城とその城下の核となるのが、中世から近世にかけて最も大きな政治勢力の拠点であった飫肥城とその周囲の城下で、承応年間の飫肥城下図に描かれた範囲には、町割りや建造物、水路、社寺、庭園などの文化遺産が多数現存している。その一部は重要伝統的建造物群として選定され、これまでに、飫肥城復元や町並み整備、伝統的建造物群保存地区での修理、修景などの事業が進められ、まちづくり団体も積極的に活動を続けており、日南市における観光拠点となっている。

(2) 保存活用区域の範囲

飫肥城は酒谷川に三方を囲まれて、防御に適していたことから城が築城された。近世になって承応年間の飫肥城下絵図に描かれているとおり、侍屋敷や町家、寺社が配置された城下町が形成され、さらに明治以降に町家が広がった新町・小川を含むエリアが中核となる。この範囲を保存活用重点区域に設定し、飫肥城下から望見できる斜面緑地を含む範囲を周辺環境保全区域とする。

保存活用区域の線引きは、城下町とともに、飫肥城下から望見できる斜面緑地を含む、地勢的にも、まとまりがあるこの範囲とする。

現在日南市では、飫肥地区の景観計画を策定中であり、保存活用区域はこの計画で示された範囲との整合を図る。



2) 飢肥杉林と坂元棚田保存活用区域

(1) 保存活用区域設定の考え方

坂元棚田は国の耕地整理事業で、昭和初期に茅場を開拓して造られた。各水田の規模や形状が揃い、法面に石垣を積み上げた長方形の棚田が整然と並び、背後には飢肥杉林が広がって棚田と一体となった良好な文化的景観を形成している。

坂元棚田では、棚田保存会を中心として、棚田まつりや棚田オーナー制度、稲刈り・草取りボランティアなど、各種の地域づくり運動が展開されている。

棚田の周囲には坂元集落と旧耕作地（現在は飢肥杉林）があり、緩斜面全体が日常的な生活範囲であると考えられる。また、棚田に水を供給する用水路は、棚田最上部から東に、2つの谷筋を超えて約1.6kmを測る。

棚田のある谷筋の出口には道の駅酒谷があり、棚田の紹介などのほか、地域の特産品の販売もおこなわれ、地域活動の拠点となっている。

したがって保存活用区域はこれらの範囲を含んで設定すべきである。

なお、この区域は、今後策定する景観計画及び文化的景観に反映させる。

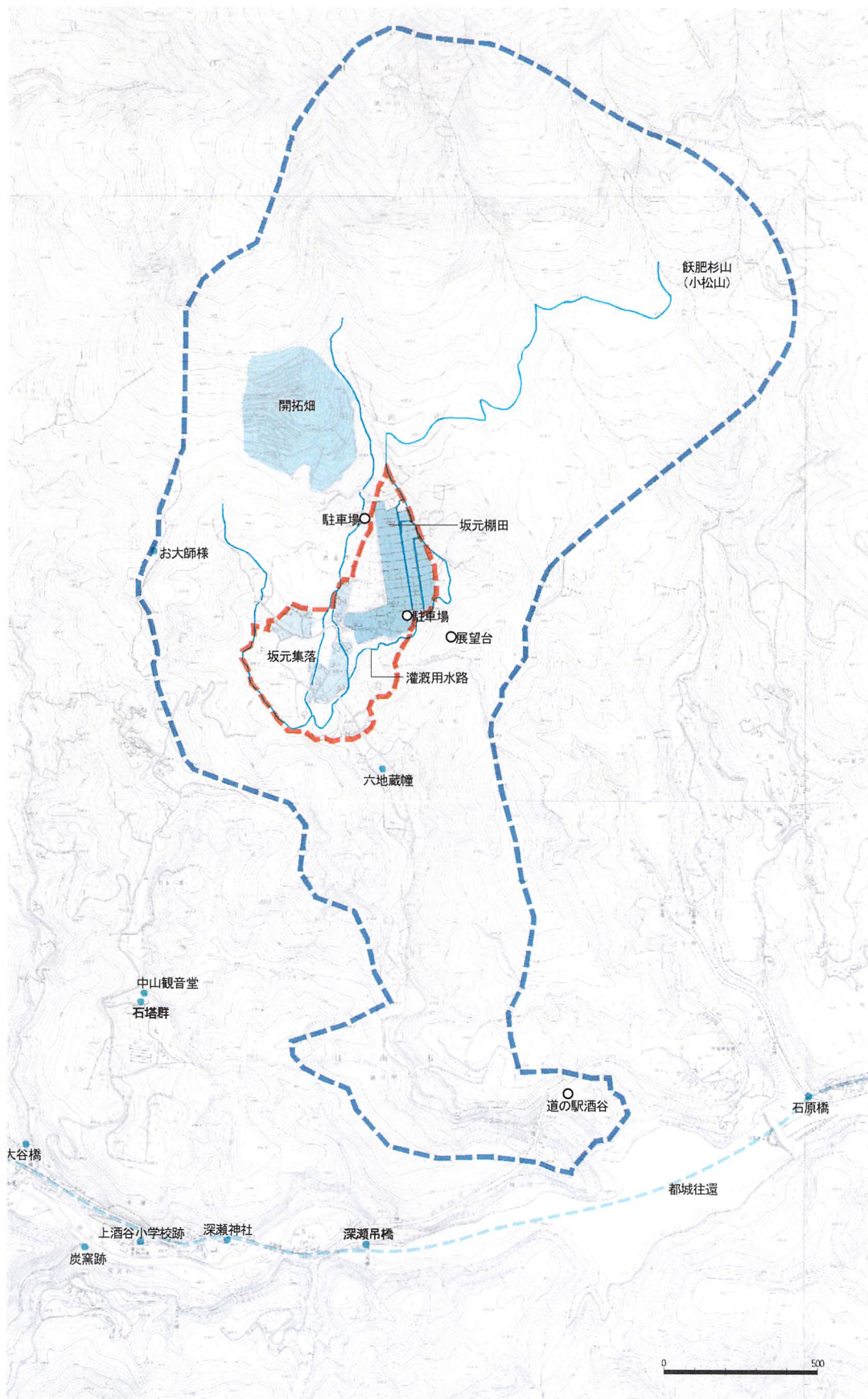
(2) 保存活用区域の範囲

棚田とその周囲に植えられた飢肥杉林のうち、山稜等で区画された範囲、水路等の治水施設、集落や旧耕作地の範囲、活用拠点となる展望所と道の駅までの範囲が対象となる。その中でも、坂元棚田の文化的景観としての本質的価値である、棚田および集落の範囲を保存活用重点区域とする。

棚田を文化的景観と位置付ける際に本質的価値となる重点地区と一体的な景観を形成する飢肥杉林や棚田機能を保持するうえで欠くことのできない水路域、棚田と同様に集落の住民の生業の場である開拓畑等は環境や機能を保存すべき周辺環境保全区域である。

また、棚田の活用拠点となる道の駅、棚田眺望台、駐車場等も保存活用上重要な範囲である。

よって、飢肥杉林と坂元棚田の本質的価値の周囲に広がる上記の範囲も周辺環境保全区域として保存活用区域に含める。



3) 港町油津と堀川運河保存活用区域

(1) 保存活用区域設定の考え方

油津は中世以来、海上交通の拠点として重要な港であった。また、江戸時代前期に開削された堀川運河は、飫肥藩の船倉も設けられ、港湾の一部として機能するようになった。明治時代以後も南九州を代表する港湾として整備され、漁業基地としても反映した。とりわけ、明治時代後期からの飫肥杉の積み出しや昭和初期のマグロ景気により、油津の人口は爆発的に増加したため、市街地が堀川運河を越えて拡大した。さらに、昭和12年の国鉄志布志線油津駅の開通により、駅を中心に市街地が広がった。こうした旧市街地内には、現在も数多くの伝統的建造物が建ち並び、代表的な建物は文化庁の登録有形文化財となっている。また、堀川運河護岸も歴史的港湾環境創造事業により、昭和初期の石積み護岸が修復されている。

さらに、広渡川河口から梅ヶ浜にかけては景勝地として名高く、料亭や旅館等が立ち並ぶとともに、油津の人々の遊興の場所となった。

油津における市民団体によるまちづくりや各種公共事業では、飫肥杉とマグロで栄えた町並みと堀川運河の歴史的資源が素材となっており、油津地区景観計画も策定されている。

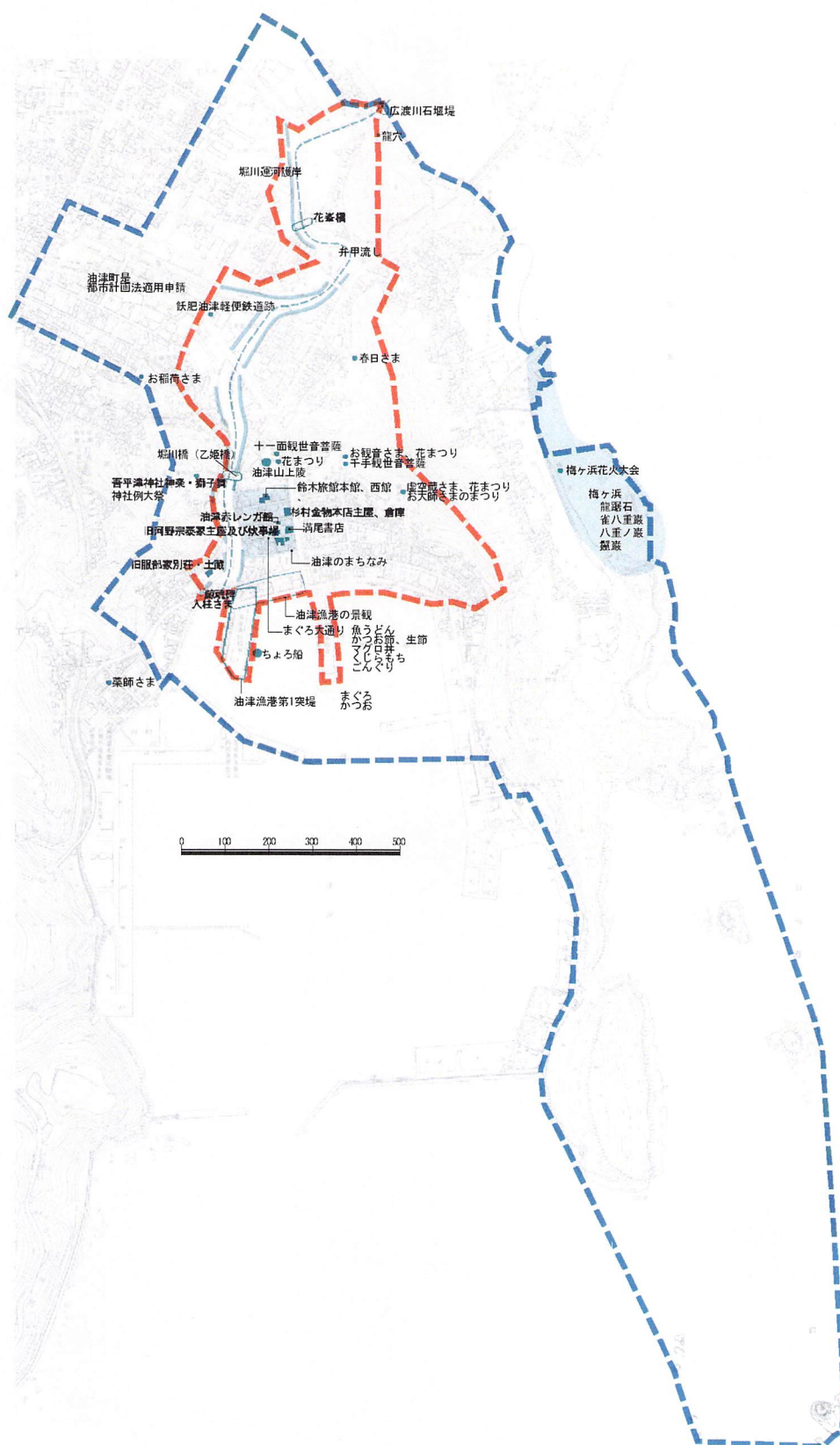
したがって、保存活用区域については、すでに設定されている油津地区景観計画区域のうち、歴史的資源の良く保存されている重点地区と地区Ⅰに旧油津市街地と梅ヶ浜とその眺望景観を加え、油津港を日向灘の荒波から防いでいる尾節ノ鼻までを含むエリアを一体的に保存活用すべきである。

(2) 保存活用区域の範囲

港町としての旧油津と石堰堤を基点とし油津港に至る間の堀川運河沿い、さらに堀川運河を越えて昭和初期までに形成された市街地、油津港に面した港湾・漁港関連構造物が造られた埋立地は、油津地区景観計画において重点地区および地区Ⅰ（堀川下流左岸側）に位置付けられている範囲でもあり、文化遺産が濃密に分布する中核地区であることから、港町油津と堀川運河保存活用重点区域に設定する。

これに加えて、古来より景勝地であった梅ヶ浜や尾伏鼻等の海岸部は、油津の良好な歴史的風致を形成する重要な景観要素となっている。

また、保存活用重点区域以西の市街地のうち、景観計画上の地区Ⅰ（堀川上流西側、堀川下流西側）及び地区Ⅱは現代の油津における商業区域（繁華街）と住宅地で、港町油津と堀川運河周辺環境として一体的に地域活性化に供する区域として保存活用区域に含める。



4) 鵜戸山信仰と関連文化財群保存活用区域

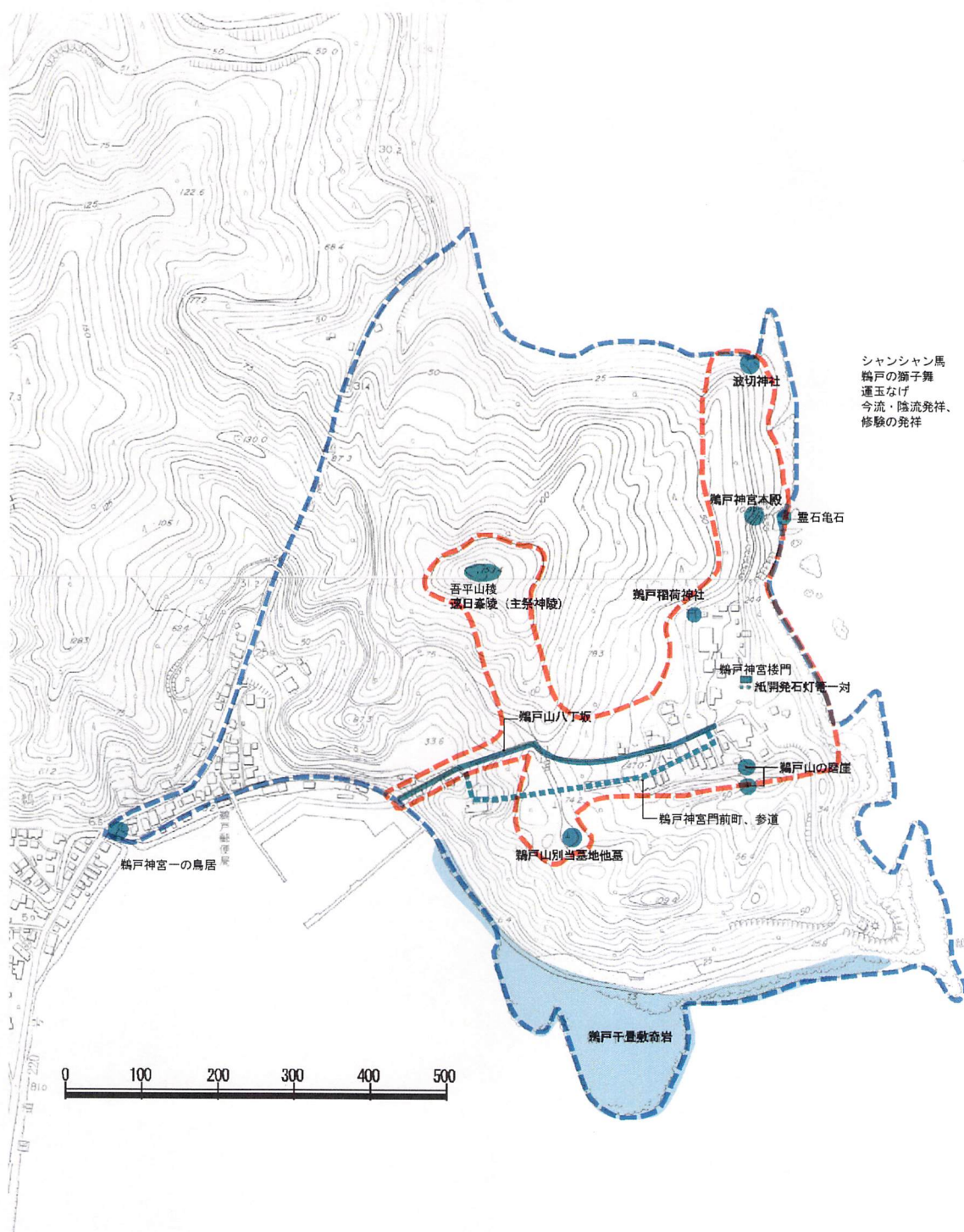
(1) 保存活用区域設定の考え方

鵜戸山とは、日向灘に張り出した鵜戸崎全体を指し、現在はほぼ全域が鵜戸神宮境内となっている。鵜戸崎の先端に鵜戸神宮の本殿や楼門、参道などの建造物が所在し、背後の斜面地には仁王護国寺の坊跡、山頂の稜線には別当墓地や陵墓参考地などが濃密に分布する。さらに、ヘゴの自生地やツマベニチョウの飛来なども確認されている。日南海岸のほぼ中央で、日向灘に突出した地形は早くから信仰の地となり、日向神話や伝承とも相まって独特の雰囲気をもっている。地勢的にまとまりがあり、核となる文化遺産が存在することから保存活用区域とする。

(2) 保存活用区域の範囲

地形および歴史的経緯から日向灘に張り出した、国道 433 号線より東側にある鵜戸崎全体の神社域と海岸線の千畳敷奇岩を含む範囲を保存活用区域とする。

中でも、鵜戸山八丁坂から鵜戸神宮の境内地、墓地などの文化遺産が濃密に分布する範囲を保存活用重点区域とし、鵜戸山の景観を形成している山稜部と海岸線、一の鳥居周辺の集落を含む範囲を周辺環境保全活用区域として保存活用区域に含める。



5) 榎原神社と門前町周辺保存活用区域

(1) 保存活用区域設定の考え方

榎原は、榎原神社と門前町を中心に、串間と油津間の輸送中継地点としても栄えた。

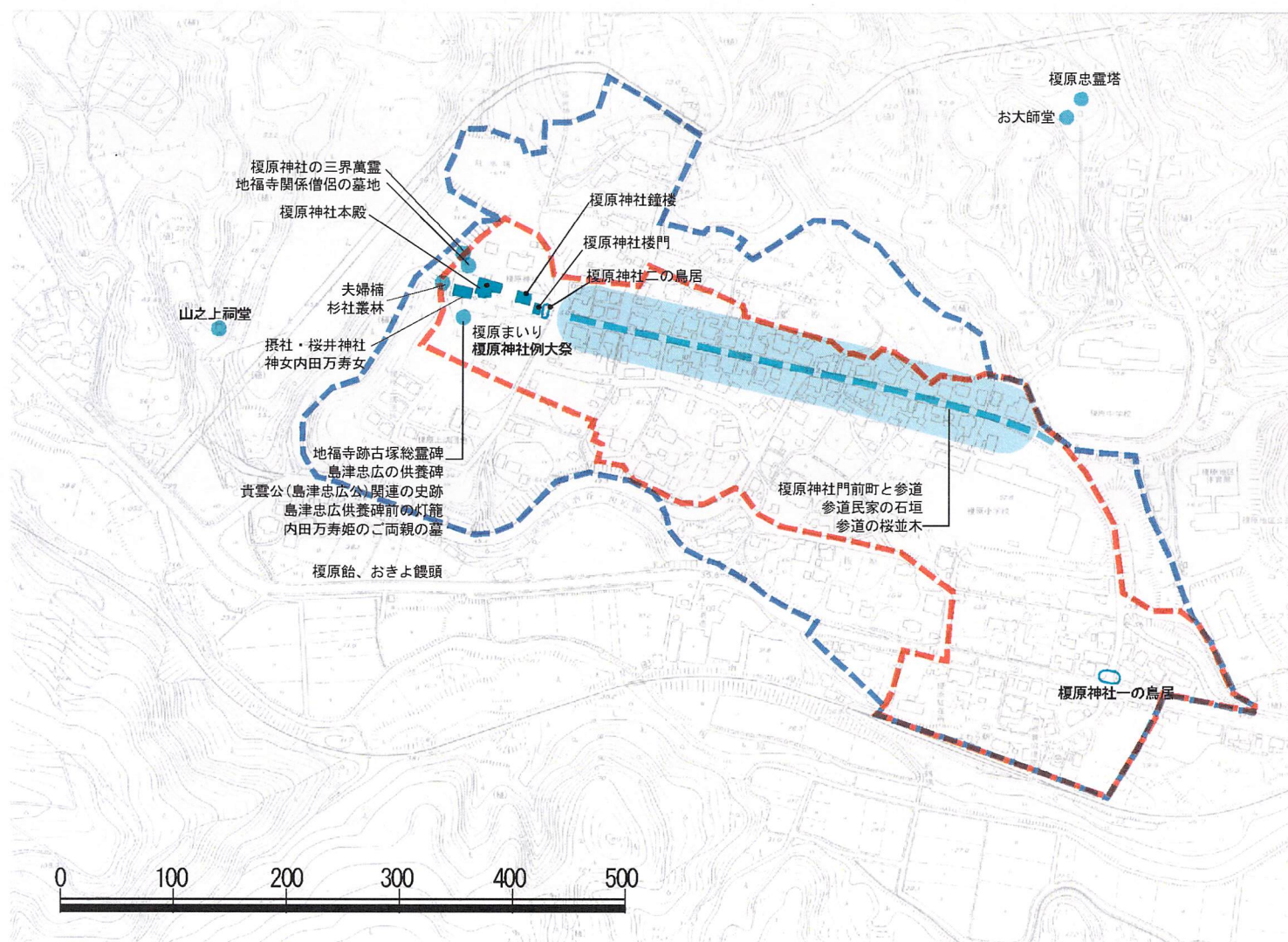
榎原神社は、江戸時代前期の創建以来、榎原地区の信仰の中心であっただけでなく、広く飢肥や宮崎からも参詣を集める神社であった。境内には県指定建造物に指定されている本殿、楼門、鐘楼に加え、背後に茂るクスの大木や杉の社叢林などにより独特の景観をつくり出している。近接して、地福寺跡など関連する文化遺産が榎原神社周辺に分布している。

また、明治35年(1902)の地図や昭和23年(1948)の航空写真と比較しても、一の鳥居から榎原神社に至る参道及び町割に変化は見られず、現在も門前町としての風情をかもし出している。日向國榎原神社之図には参道沿いにバンコを並べ店が軒を連ねる状況が描かれ、戦前までは境内から一直線に延びる参道沿いに旅館や商店が建ち並び、縁日には歩いて進めないほどの参拝客で賑わっていた。なお、昭和12年(1937)の国鉄志布志線榎原駅開通により、駅前から門前町まで町が連なったことから、榎原神社・地福寺跡周辺と門前町、榎原駅前までを保存活用区域とする。

(2) 保存活用区域の範囲

地福寺跡を含む境内地には多くの文化遺産が所在する。この榎原神社から東に延びる参道を通り一の鳥居、さらに県道を横断して榎原駅へ至る道に沿って、旧門前町の広がっていた範囲が、榎原神社参りが盛んであった際に最も栄えた範囲で、ここが榎原神社と門前町保存活用重点区域となる部分である。

榎原神社と門前町が立地する台地上が上郷地区の集落範囲であり、歴史的にも一つのまとまりであること、開発等が加えられると門前町の景観に大きな影響を及ぼすこと可能性があることから、台地上の範囲は周辺環境保全活用区域として保存活用区域に含める。



6) 外浦・目井津・大堂津と町並み

(1) 保存活用区域設定の考え方

日南海岸南部はリアス式海岸の地形をから、古来より良好な港であり、近代以降は海上交通や漁業基地として市街化した。明治35年(1902)の地図には、深く入り込んだ外浦と、入り江の兩岸に張り付くように栄松と外浦の集落が描かれている。大堂津、目井津は短冊状に地割された市街地が存在する。

一方、明治時代始めに建設された大島の鞍崎灯台は現在も無筋コンクリート造りとしては日本最古である。各港では小規模ながらも護岸や船着場などが経年的に整備され、漁港と港町の形態が現在も良好に残っている。

なお、外浦では、江戸時代から明治、昭和にかけて深い入り江を埋め立てることにより耕地の拡大を図るなど、大規模な土木事業や漁業を生業とする生活に関わる文化遺産が集中する地域である。

大堂津に北接する猪崎鼻は、フルートキャストなど日南海岸の中でも特異な地質構造を露頭させており重要である。

したがって、猪崎鼻から外浦までの海岸線と、外浦の埋立区域、大島全体を含むエリアを保存活用区域とする。

(2) 保存活用区域の範囲

保存活用区域は、猪崎鼻、大堂津、目井津、外浦の集落と外浦港の入り江の干拓地、鞍崎灯台の建つ大島、目井津から虚空蔵島の埋立地、周辺海域を含む範囲とする。

中でも、近代以前において3つの集落と港を構成していた範囲、大堂津は町名変更時に大堂津の街として図に描かれている範囲と港湾施設、目井津は昭和23年(1948)の空中写真に写っている街並みの範囲と防波堤などの護岸施設、外浦も同様に昭和23年(1948)の空中写真にある海岸線、防波堤等の港湾施設、栄松と外ノ浦の集落範囲を保存活用重点地区とする。

3つの中核地区の東に位置する大島とその間の海、点在する島々は、外浦・目井津・大堂津と一体となって良好な景観を創出している。よってこの海を含む広い範囲を周辺環境保全活用区域として保存活用区域に含める。



7) 飫肥・山仮屋間の飫肥街道に接する保存活用区域

(1) 保存活用区域設定の考え方

飫肥街道は、飫肥城下と清武を結ぶ主要道として江戸時代に整備された。そのほぼ中央に山仮屋関所が位置している。明治20年代になって県道整備が進んでくると、徒歩を前提とした山越えや山の稜線に沿った道に替わって、馬車道としての県道が設けられる。飫肥～清武間にも新たに県道が敷設され、山仮屋に県内初の煉瓦造りトンネルが完成した。

飫肥街道と県道飫肥清武線沿いには、内之田、郷之原、宿野、山仮屋などの集落が形成され、当時の集落地割りをはじめとする各時代の文化遺産が分布する。

こうした近世の道・近代の道と、関所跡や随道、さらには道沿いの集落関連文化遺産を含む線的なエリアを保存活用区域とする。

(2) 保存活用区域の範囲

飫肥街道の基点となる飫肥城（大手門）を基点として、飫肥と宮崎を結ぶ道（旧飫肥街道及び県道清武飫肥線）と、この道に関わりの深い文化遺産が多く分布する山仮屋、宿野、郷之原、内之田の集落を含む範囲を保存活用区域として設定する。

飫肥街道沿いは、説明版やベンチ等の休憩施設の設置、修景植栽（並木等）の想定される環境整備等を想定し、道路から5mの位置までを保存活用重点区域とする。また、街道沿いの集落については、地域住民が生活や祭り、教育などの関係から伝統的に集落域としてきた範囲を聞き取り等で明らかにしたうえで、その範囲を今後保存活用重点区域とする。なお、周辺環境保全活用区域については、当面設定しない。

